

運送事業者等を訪問し、法令に基づいた運営、帳票類の記入等の指導を行っている巡回指導の項目は現在51項目あります。51項目のうち自主点検項目として、営業所が自主的に点検する項目は13項目、適正化指導員が営業所を訪問し、実際の帳票類を閲覧する項目は38項目（霊柩事業者は、26項目）となっております。その38項目について、令和3年4月～5月までの指導結果をお知らせいたします。

◇巡回指導項目別調査結果

区分	重点	調査項目 (※印は「特別精査」のみの調査事項、☆印は霊柩事業者は除外する)	2021年度			2021年度 ■	ワースト 10
			調査件数	(否) 件数	(否) 率		
Ⅰ. 事業計画等		(1) 主たる事務所及び営業所の名称・位置に変更はないか	66	2	3.0		
		(2) 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか	66	9	13.6		
		(3) 自動車庫の位置及び収容能力に変更はないか	66	11	16.7		
		(4) 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か	66	11	16.7		
		(5) 乗務員の休憩・睡眠施設の保守・管理は適正か	66	7	10.6		
		(6) 届出事項に変更はないか（役員・社員・特定貨物に係る荷主名称変更等）	43	8	18.6		
		(7) 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為（白トラの利用等）はないか	66	1	1.5		
		(8) 名義貸し、事業の貸渡し等はないか	66	0	-		
Ⅱ. 帳票類の整備、報告等		(1) 事故記録が適正に記録され、保存されているか	49	1	2.0		
		(2) 自動車事故報告書を提出しているか	6	2	33.3		⑥
		(3) 運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか	66	7	10.6		
		(4) 車輛台帳が整備され、適正に記入等がされているか	66	1	1.5		
		(5) 営業報告書、事業実績報告書を提出しているか（本社巡回に限る）	43	2	4.7		
Ⅲ. 運行管理等		(1) 運行管理規程が定められているか	66	0	-		
	○	(2) 運行管理者が選任され、届出されているか	66	1	1.5		
		(3) 運行管理者に所定の研修を受けさせているか	64	6	9.4		
		(4) 事業計画に従い、必要な員数の運転者をかくほしているか	66	4	6.1		
	○	(5) 過労防止を配慮した勤務・乗務時間を定め時間が適正に管理されているか	66	29	43.9		④
	☆	(6) 過積載による運送を行っていないか	66	1	1.5		
	○	(7) 点呼の実施及びその記録・保存は適正か	66	27	40.9		⑤
		(8) 乗務等の記録（運転日報）の作成・保存は適正か	66	8	12.1		
	☆	(9) 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か	62	8	12.9		
		(10) 運行指示書の作成・指示・携行・保存は適正か	20	13	65.0		①
	○	(11) 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか	66	13	19.7		⑩
	○	(12) 特定の運転者に対して特別な指導を行っているか	38	17	44.7		③
	○	(13) 特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか	38	9	23.7		⑨
Ⅳ. 車輛管理等		(1) 整備管理規程が定められており、これに基づき適正に整備管理業務がなされているか	66	0	-		
	○ ※	(2) 整備管理者が選任され、届出されているか	64	2	3.1		
		(3) 整備管理者に所定の研修を受けさせているか	58	14	24.1		⑧
		(4) 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか	66	31	47.0		②
	○	(5) 定期点検基準を作成しこれに基づき適正に点検整備を行い記録簿が保存されているか	66	8	12.1		
Ⅴ. 労基法等		(1) 就業規則が制定され、届出されているか	44	2	4.5		
		(2) 36協定が締結され、届出されているか	64	6	9.4		
		(3) 労働時間・休日労働について違法性がないか（運転時間を除く）	66	5	7.6		
	○	(4) 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか	66	16	24.2		⑦
Ⅵ. 法定福利費		(1) 労災保険・雇用保険に加入しているか	65	3	4.6		
		(2) 健康保険・厚生年金保険に加入しているか	66	3	4.5		
Ⅶ. 運輸安全マネジメント		(1) 運輸安全マネジメントの実施は適切か。	66	6	9.1		
実態調査・指導事業所総件数			2,242	294	13.1		